

広島市省エネ機器導入支援事業補助金（追加募集）

【募集要項】

（受付期間）

令和5年8月7日（月）10：30 から 令和5年9月29日（金）17：00まで

（申請方法）

オンライン申請又は持参

※ 郵送での提出はできません。

※ オンライン申請の場合は下記ホームページからご申請ください。

※ オンライン申請の方法については、「オンライン申請の手引き」を公開していますので、そちらをご確認ください。

※ 本事業は予算の範囲内での執行となります。予算が無くなり次第、受付を終了します。

受付は先着順となります。

※ 審査には約2か月程度の期間を要しますので、余裕を持って申請していただきますようお願いいたします。

※ 申請前に必ず補助金交付要綱・募集要項・Q&Aをご覧ください、不明な点があれば下記までお問い合わせください。

※ 持参される場合に提出できる申請書は1回につき1件までとさせていただきますのでご注意ください。（詳細はQ&A参照）

（問合せ先及び書類の提出先）

問合せ先：082-236-6705

info@shouenekiki.hiroshima.jp

専用ホームページURL：<https://shouene-hiroshima-shinsei.jp>

提出先：〒730-0042

広島市中区国泰寺町一丁目8番20号 国泰寺信愛ビル 3階

広島市省エネ機器導入支援事業補助金事務局

対応時間：9：00 ～ 17：00（土日祝日を除く）

※ 8月7日（月）のみ10：30～17：00

令和5年7月

広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課

1	事業の概要	P 1
(1)	目的	P 1
(2)	本事業における用語の定義	P 1
(3)	補助対象者	P 2
(4)	補助対象機器	P 3
(5)	補助対象事業	P 4
(6)	補助対象経費	P 4
(7)	補助率及び補助上限額	P 4
2	申請・変更・報告・請求の手続き	P 5
(1)	交付申請時の提出書類	P 6
(2)	事業変更等承認申請時の提出書類	P 7
(3)	事業実績報告時の提出書類	P 7
(4)	補助金交付請求時の提出書類	P 7
3	立入検査の実施	P 8
4	エネルギー使用量の報告	P 8

広島市省エネ機器導入支援事業補助金 募集要項

1 事業の概要

(1) 目的

本事業は、エネルギー価格高騰の影響が今後も継続することに備えて、エネルギー価格高騰の影響を低減させること、また、令和4年7月に気候非常事態宣言を行っている本市として、中小企業者等の脱炭素化に向けた取組を一層推し進めることを目的としています。

(2) 本事業における用語の定義

ア 中小企業者等

(7) 会社及び個人

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第1号から第5号に規定する会社及び個人をいいます。具体的には以下に該当するものになります。

業 種		資 本 金	従 業 員
製造業等		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
特例	ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

(イ) 組合

中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定する組合及びその連合会をいいます。具体的には以下に該当するものになります。

- ①企業組合 ②協業組合 ③事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
- ④水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 ⑤商工組合、商工組合連合会
- ⑥商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ⑦生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの

⑧酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5千万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(酒類卸売業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの

⑨内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの

⑩技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が(ア)の「会社及び個人」又は上記①②に該当するもの

(ウ) **特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)**

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する団体であって、次のいずれの要件も満たしているものをいいます。

- ① 法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条第1項各号に規定する収益事業を行っており、法人税に係る確定申告を行っていること。
- ② 認定特定非営利活動法人ではないこと。
- ③ 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

※ 上記以外の法人(社団法人、財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人など)は補助対象となりません。

イ **事業所**

本市内に所在する工場又は事務所その他の事業場をいいます。

(3) **補助対象者**

本市内に事業所を有する中小企業者等とします。

※ ただし、次に該当するものは、補助対象者にはなりません。

- ・ 既に交付決定を受けている者
- ・ 市税を滞納している者
- ・ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- ・ 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- ・ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ・ 補助金の交付を受けようとする事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている者
- ・ その他市長が適当でないと認める者

(4) 補助対象機器

補助対象機器は、本市内の事業所に設置され、かつ、補助対象者の事業の用に供される機器であって、下表に掲げるものとします。

※ 未使用品（新品）に限ります（中古品やリース品は対象となりません。）。

【高効率照明】

補助要件	既存機器を更新する場合であって、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たすLED照明（トップランナー基準を達成したLED照明）
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 上記の補助要件を満たした上で、固有エネルギー消費効率が次の条件を満たす必要があります。 （光源色が昼光色・昼白色・白色の場合）100ルーメン/w以上 （光源色が温白色・電球色の場合）50ルーメン/w以上・ 高効率照明については、既存の照明設備を新たに対象の照明器具（LED電灯器具）に更新するものである必要があります（<u>LED照明からLED照明への交換は対象外</u>）。・ <u>照明器具のみの交換等、工事委託費を伴わない場合は対象となりません。</u>照明器具そのものの入れ替え及び入れ替えに伴う安定器の撤去やバイパス工事が伴う必要があります。・ 対象となる機器は、2020年度を目標年度として省エネ基準達成率100%以上であるLED電灯器具に限ります。・ <u>電球（LEDランプ）は対象となりません。</u>

【高効率照明以外の機器】

補助対象機器	高効率空調／業務用給湯器／高性能ボイラ／高効率コージェネレーション／変圧器／冷凍冷蔵設備／産業用モータ／制御機能付きLED照明器具／工作機械／プラスチック加工機械／プレス機械／印刷機械／ダイカストマシン／産業ヒートポンプ
補助要件	既存機器を更新する場合であって、経済産業省が実施する「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金（C）指定設備導入事業」において、補助対象設備として登録、公表されている製品
確認方法	専用ホームページ上に対象となる製品の一覧表を公開しています。 https://shouene-hiroshima-shinsei.jp ※ 専用ホームページ上のリンク先から機器の該当の有無を確認する場合 確認したい機器をクリック→「CSVファイルダウンロード」をクリック

(5) 補助対象事業

補助対象事業は、本市内の事業所において、既存の機器を補助対象機器に更新するものであって、全ての機器の設置を完了させた上で令和5年12月28日（木）までに事業実績報告書を提出することができる事業とします。

【注意事項】

- ・ 交付決定前に当該機器の導入に係る契約、発注、着手金の支払等を行った場合は対象となりません。
- ・ 他の補助金の交付を受けている又は受ける見込みがある場合は対象となりません。
- ・ 既に本補助金の交付を受けている場合は対象となりません。
- ・ 機器の新設及び増設は対象となりません。
- ・ 複数の事業所に補助対象機器を導入する場合や、1事業所に複数の補助対象機器を導入する場合は、1つの申請にまとめて提出してください。

(6) 補助対象経費

補助対象経費は、機器購入費（補助対象機器の購入に係る費用）及び工事委託費（第三者に委託する補助対象機器の据付等に要する費用）とします。具体的には下表のとおりです。ただし、補助金により財産を取得する場合は、所有権が補助対象者に帰属しないもの（リースなど）は補助対象経費とはなりません。

機器購入費	補助対象機器、更新に必要不可欠な付属設備の購入に係るもの
工事委託費	補助対象機器の設置や運搬（配送）、撤去に係る作業費用など
対象外経費	既存機器の処分費用、冷媒ガス回収破壊費用、メンテナンス費（保証料）、保守契約費用、内訳が不明瞭な経費、自社施工した場合の工事費用、事業の用に供さない機器に関する費用、租税公課（消費税及び地方消費税等）、振込手数料など

(7) 補助率及び補助上限額

補助率：4分の3

補助上限額：1,000万円／者

補助金額の算出は、補助対象経費に補助率を乗じたものとし、千円未満の端数が生じたときは切り捨てた額を補助金額とします。

【注意事項】

- ・ 申請できる回数は、1事業者につき1回限りです。複数の事業所に補助対象機器を導入する場合や、1事業所に複数の補助対象機器を導入する場合は、1つの申請にまとめて提出してください。
- ・ 交付決定前に契約、発注、着手金の支払等を行った場合は対象となりませんが、必ず交付決定を受けてから事業に取り組んでください。

2 申請・変更・報告・請求の手続き

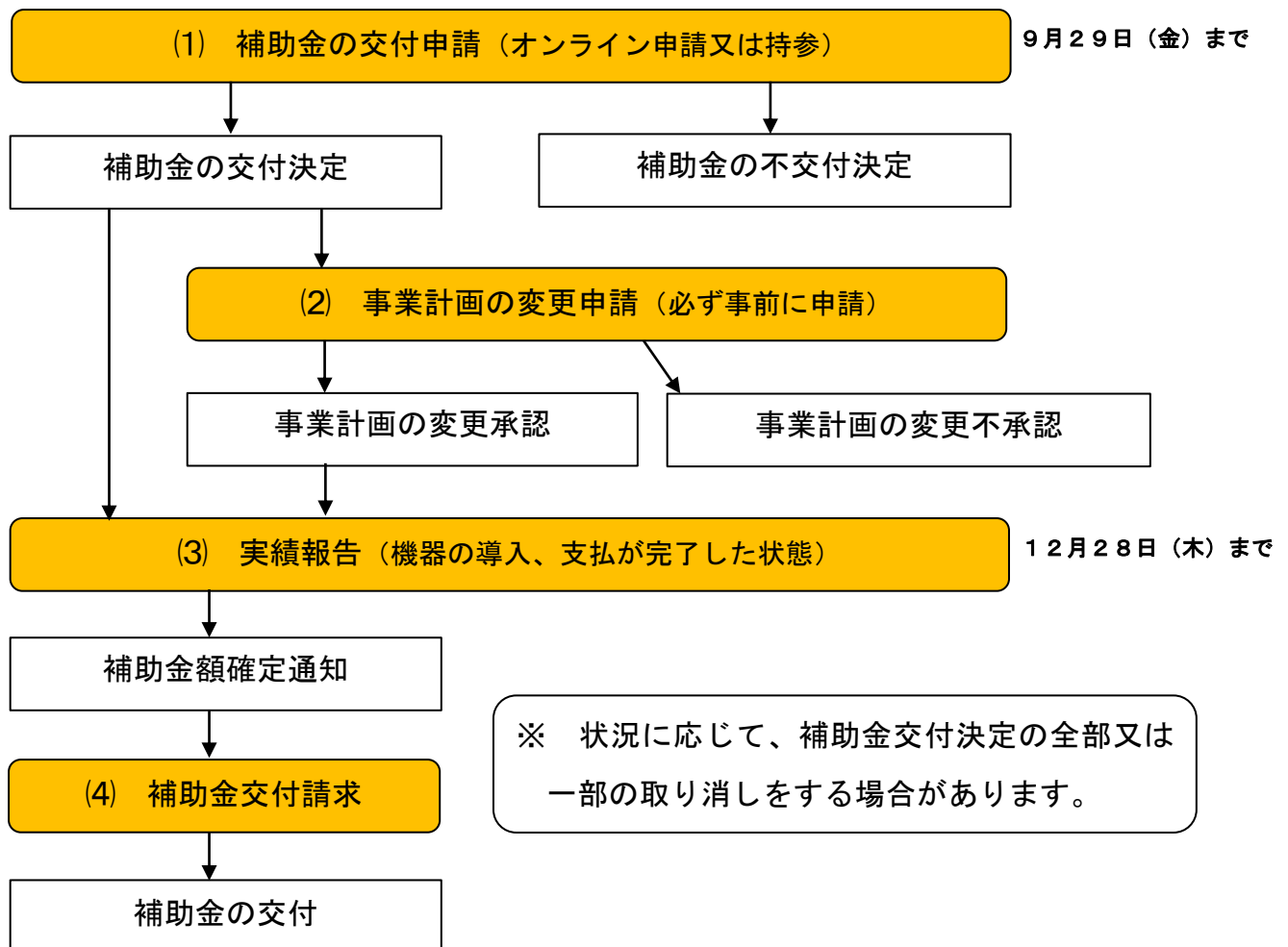
申請書の提出は、オンライン又は持参のみとします。必要書類を期限までに広島市省エネ機器導入支援事業補助金事務局まで提出してください。

オンライン申請の場合、専用ホームページ上（<https://shouene-hiroshima-shinsei.jp>）に用意された申請フォームから申請していただく必要があります。詳細については、ホームページ上で公開する「オンライン申請の手引き」をご確認ください。

持参による提出の場合、申請に必要な様式を本市ホームページ上（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/114/319934.html>）に掲載していますので、これにより作成してください。

下記に記載されている書類の他に、確認が必要と認められる確認事項に関する資料の提出やヒアリング及び現地確認を求める場合があります。なお、提出いただいた書類及び資料の返却はいたしませんので、必要に応じて手元に控えを残してください。

【補助金の申請から交付までの主な流れ】



(1) 交付申請時の提出書類

本補助金の交付を申請する場合は、工事契約前に以下の書類を提出してください。

(必ず市の交付決定を受けてから契約等してください。)

申請の受付を終了した日から交付決定までの間に事業内容の変更等により補助対象経費が増額した場合は、当初の申請書に記載の補助申請額を上限としますのでご了承ください。

※ 申請書類への押印は不要です。申請受付時に本人確認及び内容の確認のために事務局から申請者に直接連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。

※ 提出前に、必ず、チェックシートで準備物に漏れがないよう確認してください。

① 広島市省エネ機器導入支援事業補助金交付申請書（第1号様式）

② 法人の履歴事項全部証明書又は組合の定款（法人又は組合の場合）

・ 3か月以内に発行したものを提出してください。

③ 直近の確定申告書、又は提出できないやむを得ない事情がある場合は事業の実施に係る認可許可証若しくは個人事業の開業届出書（個人又はNPO法人の場合）

④ 役員等氏名一覧表（第2号様式）

・ 法人の履歴事項全部証明書に記載のある申請者の代表者及び役員（取締役、監査役を含む）の役職名、氏名、フリガナ、生年月日、性別、住所を記載してください。

⑤ 非補助対象者ではない旨の誓約書（第3号様式）

・ 誓約内容をご確認の上、提出してください。

⑥ 本市内に存する事業所の所在地が確認できる書類

※ 本市内に事業所を有することが確認できる書類を提出してください。

(例)

- ・ 事業所税申告書事業所等明細書
- ・ 固定資産税・都市計画税納税通知書 固定資産課税明細書
- ・ 固定資産税課税台帳記載事項証明
- ・ 不動産登記事項証明書
- ・ 建築確認資料
- ・ 賃貸借契約書 など

⑦ 納税証明書（市税の滞納がないことを証明する書類）

・ 3か月以内に発行したものを提出してください。

⑧ 事業計画書及び機器の詳細計画書（第4号様式）

・ 申請受付から交付決定までに約2か月程度かかります。また、事業完了予定日までに工事等を完了させる必要がありますので、余裕を持った計画期間としてください。

・ 交付決定日以前に生じた費用は補助の対象外となります。

⑨ 収支予算書（第5号様式）

⑩ 工事見積書の写し（2社以上）

・ 補助対象経費と対象外経費が明確に判別できるよう、「△△工事一式」といったものではなく、全ての品目や工事の内容ごとに金額が記載されたものを提出してください。必ず機器の型番が記載され、その型番は同じである必要があります。

⑪ 導入前後の機器に関する情報について（高効率空調及び冷凍冷蔵設備を更新する場合に限る）

⑫ 位置図、平面図及び整備の内容が分かる図面

・ ⑬の写真番号とともに写真の撮影方向を記載してください。

⑬ 工事着工前の該当箇所の写真

・ 写真台帳の更新前の箇所に写真を貼付してください。

・ それぞれの写真に番号を付し、⑫の図面に番号を記載してください。

- ⑭ 導入機器の規格や型式及び製造番号等が分かるカタログ等の資料
- ・ メーカー、製品名、型番が分かるカタログ又はホームページの写し

【注意事項】

オンライン申請の場合、下記の書類は作成不要です。申請フォームから情報を入力してください。

- ① 広島市省エネ機器導入支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ④ 役員等氏名一覧表（第2号様式）
- ⑤ 非補助対象者ではない旨の誓約書（第3号様式）
- ⑧ 事業計画書及び機器の詳細計画書（第4号様式）

(2) 事業変更等承認申請時の提出書類

交付決定を受けた事業の内容及び予算を変更するときや、事業を中止・廃止するときには、事前に以下の書類を提出して市の承認を受けてください。変更等により、補助対象経費に変更が生じた場合には、交付決定金額が変更されることがあります。ただし、変更等により、補助対象経費が増額した場合に、交付決定金額が増加することはありませんのでご了承ください。

- ① 広島市省エネ機器導入支援事業変更等承認申請書（第9号様式）
- ② 変更事業計画書及び機器の変更計画書（第10号様式）
- ③ 変更収支予算書（第11号様式）
- ④ 変更する内容が分かる工事見積書の写し
 - ・ 整備内容や金額に変更がある場合に限り提出してください。
- ⑤ 変更する内容が分かる図面及び写真
 - ・ 整備内容に変更がある場合に限り提出してください。

(3) 事業実績報告時の提出書類

事業が完了したら、事業完了の日から40日以内又は令和5年12月28日のどちらか早い日までに以下の書類を提出してください。

- ① 広島市省エネ機器導入支援事業実績報告書（第14号様式）
- ② 事業報告書及び機器の詳細報告書（第15号様式）
- ③ 収支決算書（第16号様式）
- ④ 工事請負契約書又は請求書の写し
- ⑤ 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- ⑥ 工事前後の該当箇所の写真及び図面
 - ・ 交付申請時に提出した工事写真台帳の更新後の箇所に写真を貼付してください。

※ (1)~(3)について、オンライン申請をされる場合は、ホームページ上で公開する「オンライン申請の手引き」で詳細をご確認ください。

(4) 補助金交付請求時の提出書類

広島市から広島市省エネ機器導入支援事業補助金交付額確定通知書（第17号様式）が届いたら、令和6年1月31日までに補助金を受けるために必要な以下の書類を提出してください。

なお、広島市から補助金が交付されるのは、以下の書類を提出した後になります。

- ① 広島市省エネ機器導入支援事業補助金交付請求書（第18号様式）
 - ・ 補助金交付請求額は、広島市省エネ機器導入支援事業補助金交付額確定通知書（第17号様式）に記載されている文書番号及び確定金額を記入してください。
- ② 補助金の振込先が確認できる書類の写し
 - ・ 通帳表紙の裏面の写しやネットバンクの口座情報画面の写し など

3 立入検査の実施

本補助金の交付決定後、必要に応じて立入検査を実施します（広島市補助金等交付規則第24条第1項）。検査で確認する主な事項は以下のとおりです。

(1) 実施内容の確認

申請書類及び実績報告書類に記載された実施内容を現地で確認します。

(2) 実施成果の確認

事業報告書及び機器の詳細報告書（第15号様式）に記載された事業の実施効果をヒアリング等により確認します。

4 エネルギー使用量の報告

事業が完了したら、事業完了の日から1年間のエネルギー使用量を記録し、事業完了の日を起算日として1年が経過した日から40日以内又は令和7年1月31日のいずれか早い日までに、広島市省エネ機器導入支援事業エネルギー使用量報告書（第19号様式）を提出してください。

補助対象機器を導入したにもかかわらず、申請時点よりも、エネルギー使用量が増加した場合には、その理由を記載してください。